



ふぐ

令和6年度ふぐ処理者認定試験のお知らせ

(公社)茨城県食品衛生協会では、令和6年度ふぐ処理者認定試験を以下のとおり実施します。この認定試験は、食品営業施設でのふぐによる危害発生防止のため、「茨城県ふぐ取扱指導要綱」に基づき実施します。試験合格者には、茨城県知事の指定を受けた当協会から認定証書を交付し、ふぐ処理者として業務に就くことができます。

①受験資格

- 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であること。（義務教育修了者。）

②認定試験について

実施日 令和6年9月7日（土）午前10時から（受付開始：午前9時30分）

試験会場 学校法人中川学園調理技術専門学校（水戸市見和3-663-10）

受講料 38,000円（10%消費税込み）※事前口座振込（申込者に別途案内します。）

（留意事項：お預かりした受講料については主催者の都合により開催しない場合を除き、原則返納しません。）

試験科目	(1) 学科試験 (択一式)	ア	水産食品の衛生に関する知識
		イ	関係法規
		ウ	ふぐの種類と鑑別
		エ	ふぐの処理と鑑別
		オ	ふぐの一般知識
	(2) 実技試験	ア	種類鑑別
		イ	除毒処理

③申込期間

令和6年7月1日（月）午前9時から令和6年7月12日（金）午後4時まで

※申込みは先着順とし、申込期間内でも申込者が多数となった時点で申込みを締め切ります。

※受講申込者数によっては講習を開催しないことがあります。

④申込方法

申込みはインターネット申込みのみとします。

下記ホームページからお申込みください。

(公社)茨城県食品衛生協会 <http://www.ib-syoku.jp/>（ホーム>講習会>遊漁船ふぐ講習）

○添付提出書類

- ①本人確認書類（顔写真付きの証明書（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等））
- ②学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であることを証する書類（中学校、高等学校、大学等の「卒業証明書」又は「卒業証書の写し」）
- ③以下の資格を有する者又は資格要件を満たす者については、それを証する書類
 - ・食品衛生法施行規則（昭和23年厚令第23号）別表に規定する食品衛生責任者
 - ・食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく資格を取得するための資格要件を満たす者（食品衛生監視員、食品衛生管理者）
 - ・その他衛生関係法規に基づく資格（栄養士、調理師）
 - ・改正前の茨城県フグ取扱指導要綱第3条第2項で規定する第1種フグ取扱者の資格者



◎問合せ先

(公社)茨城県食品衛生協会

電話 029-241-9511

E-mail: ibsyoku2@pluto.plala.or.jp

HP: <http://www.ib-syoku.jp/>